# 豪雨災害に対する防災対策推進のため検討すべき課題 及びその対策について(第1回改訂版)

平成 1 6 年 8 月 2 5 日 平成 1 6 年 7 月梅雨前線豪雨 災害対策関係省庁局長会議

#### 1)豪雨災害時の防災情報の伝達・提供の迅速化・確実化に関すること

NO.	タイトル	概 要	関係省庁等	進め方
1	防災行政無線	避難勧告や避難指示情報を	消防庁、	整備率 68.0%(平成 16 年 6 月 30 日
	(同報系)の	地域住民に伝達する防災行	総務省	現在)の向上に向け、関係省庁連携
	普及促進	政無線(同報系)の普及促進		の下、引き続き普及促進に努める。
		に向けた取組み。		
2	地上デジタル	地上デジタル放送による携		7月28日の情報通信審議会・中間
	放送による携	帯端末向け放送を防災分野	消防庁	答申にて言及。今後、来年7月の
	帯端末向け放	に導入した場合の効果等に		最終答申に向けて、関係省庁連携
	送の利活用の	ついて検討。		の下、検討を進める。
	検討			
3	携帯電話の緊	携帯電話からの緊急通報サ	総務省、	総務省の情報通信審議会(本年6
	急通報者の位	ービスにおける発信者位置	消防庁	月 30 日答申)により、当該機能の
	置情報通知	情報通知機能の導入に向け		技術的条件が取りまとめられ、緊
		た取組み。		急通報受理機関等の準備期間を考
				慮して平成19年4月導入が導入目
				標とされたところ。
4	電気通信サー	固定電話・携帯電話等の電気	総務省	総務省において、電気通信サービ
	ビスの障害等	通信サービスの障害・復旧等		スの障害・復旧等に関する情報収
	の迅速な情報	に関する迅速な情報収集・伝		集・伝達のためのシステム構築を、
	収集	達体制の整備に向けた取組		平成 15 年度から 17 年度までの計
		み。		画で実施中。

5	非常時におけ	災害時において公衆回線等	総務省	被災地の市町村から都道府県まで
	る通信確保	通常ルートが途絶した場合		の非常通信ルートの策定・実践的
		の防災関係機関の通信網を		通信訓練の実施等について本年4
		活用して通信を確保するた		月に防災関係機関に対し要請し、
		めの非常通信ルートの策定		現在各地方で取組中。さらに、平
		と、これを用いた通信訓練の		成16~17年度に非常時における防
		実施による非常時の通信確		災関係機関の通信システムを相互
		保の取組み。		接続・利用するための技術的要件
				やガイドライン等の検討を進め
				<b>る</b> 。
6	防災情報シス	各地方公共団体の地域公共	総務省	総務省では、地域公共ネットワー
	テムの整備促	ネットワーク等を活用した		クの全国整備を平成17年度中の課
	進と広域連携	防災情報システムの整備を		題として取り組んでいるが、「地域
	についての検	促進するとともに、広域的連		における情報化の推進に関する検
	討	携についての技術的課題や		討会」等において関係省庁と連携
		アプリケーションのあり方		しつつ、同ネットワーク等を活用
		について検討中。		した広域連携方策の実証を視野
				に、その技術的課題等について検
				討中。
7	ハザードマッ	ハザードマップの作成・活用	国交省、	国交省等においてマップ作成の技
	プの作成・活	促進、高度化の研究と活用ガ	農水省、	術的支援等を継続するとともに、
	用の促進	イドラインの作成、防災訓練	気象庁、	より理解しやすい洪水ハザードマ
		における活用徹底等。	国土地理院、	ップの作成と普及のためのガイド
			消防庁、	ラインの作成に向けた検討会を設
			警察庁	置し、年度内に検討結果を取りま
			等	とめる。また、中小河川における
				洪水ハザードマップ整備を促進す
				るための制度を検討中。
8	地図表示等に	防災情報共有プラットフォ	内閣府、	平成17年度の構築を目指して大規
	よる分かりや	ームの構築をはじめ、住民と	消防庁、	模地震等をモデルに検討を始めて
	すい防災情報	防災機関の情報共有体制の	警察庁、	いる防災情報共有プラットフォー
	の提供・共有	強化	国交省	ムに豪雨災害時に必要な情報も組
	化		等	み込むことについて、検討を進め
				ていく。併せて、関係省庁と各関
				係機関との間の情報共有や、住民
				等の外部に対する情報提供につい
				て検討を進めていく。

9	要員派遣を含めた国と自治体との連携強化	平素からの訓練強化等とと もに、発災時の状況に応じ た、府県への陸上自衛隊連絡 要員の増強、被災市町村への 派遣、消防庁・警察庁・国交 省・海上保安庁職員の派遣・ 連絡要員増強等、気象台職員 の府県への派遣体制整備の 徹底等を検討。	消防気警海国内等防衛象察保交閣庁庁庁を省官	防衛庁は、7月28日における会議において、全国5つの陸上自衛隊方面隊災害派遣担当に対して指示。気象庁は、未着手の府県との調整についての検討着手済。その他関係省庁においても、検討を着手済。
10	ヘリテレ等の 整備による情 報収集力の向 上	被災状況等の災害情報を確実に受信するため、未設置の府県等を中心にヘリテレ、高所監視カメラ等の整備を進める。	消防庁、 警察庁、 国交省	国交省は、ヘリテレ不感地帯解消のため必要なエリアでヘリテレ基地局及び可搬中継局の整備を引き続き進める。その他関係省庁においても、引き続き、未設置の府県等に対し、整備を働きかけていく。
11	避難勧告・指 示、避難行動 マニュアルの 整備	有識者も含め、今回の避難行動等を実態調査の上、国・自治体・住民間の情報伝達、避難勧告・指示の判断の参考となる客観的基準等を含めたマニュアルを整備。	内 附 消 警 防 国 気 総 等閣 防 察 衛 交 象 務府 房 庁 庁 省 庁 省	8月18日に都道府県防災主管課長会議を開催し、風水害対策の徹底を図ったほか、26日から27日にかけて現地調査等を実施の上、避難勧告・指示の判断基準の策定方法、情報伝達体制、住民への迅速・確実な伝達手段、住民の避難行動、などについて有識者等からなる検討会において2-1と連携しつつ検討し、年内に暫定版マニュアルを取りまとめる。
12	評価指針策定 を含めた市町 村の防災力強 化推進	迅速・的確な避難指示や誘導等、市町村の地域防災力・危機管理能力の向上を図るための評価指針を策定する。	消防庁	消防庁において検討を着手済。7 月末に有識者等からなる検討委員 会を開催し、今後の方向性につい て検討。今年度内を目処に、評価 指針を作成する。

				1
13	洪水時の水位 危険度や浸水 等情報のリア ルタイム提供	市町村長の迅速・的確な避難 勧告等の判断根拠となる、水 位危険度、時間的猶予等の情 報を河川巡視、CCTV カメラ、 浸水モニター等による浸水 情報とともにリアルタイム で提供。	国交省	リアルタイムで提供する情報内容 等を検討して、手引き等を年度内 に作成。それに基づき、平成 17 年 度から試行実施。また、水位情報 空白地帯の解消のためのテレメー タの設置の推進、防災に関する各 種情報の一元的な管理システムの 構築等を検討中。
14	地上デジタル 放送等を活用 した防災情報 提供手法の検 討	国交省光ファイバの民間開放制度や地上デジタル放送を活用し、防災情報を各家庭に提供する情報流通ネットワークの技術的検証	国交省、 総務省 等	関係省庁において検討を着手済。 年度内に情報提供内容等について 検討し、平成 17 年度から技術的検 証を実施する。
15	多様な手段を 用いた避難支 援情報提供の 強化	河川沿いのスピーカー、電光 掲示板等の河川管理用情報 提供施設を用いて市町村の 情報を提供。河川関係情報の インターネット、携帯電話、 CATV 等様々な媒体による情 報提供。	国交省	国交省において着手済。河川管理 用情報提供施設を用いた市町村情報の提供は、平成16年度からモデルダム・河川を定め、実施手法の検討に着手する。土砂災害については、16年度から確実な情報伝達のための実証実験を実施する。
16	重要水防箇所情報の周知	堤防弱部などの重要水防箇 所の位置及び内容を住民に 周知。	国交省	重要水防箇所のホームページへの 掲示、従来から行っている水防管 理団体等との合同巡視に地元自治 会等の参加を求める等により周知 に努める。具体的には、これから の本格的な台風期にあたり、重要 水防箇所情報のインターネットへ の掲示を行うなど、住民への周知 を実施することについて、8月9 日に、地方整備局に指示するとと もに、地方整備局を通じて都道府 県にも要請を行ったところ。

17	土砂災害情報	土砂災害情報相互通報シス	国交省	国交省において平成12年度より実
	相互通報シス	テム整備事業により、住民か		施中。引き続き、土砂災害の恐れ
	テム整備事業	らの前兆現象の通報等住民		の高い緊急に整備を要する箇所に
	の実施	との情報交換を直接行うた		ついて重点的に実施。
		めの端末の整備を行う。		
18	土砂災害警戒	国交省・気象庁及び消防庁の	国交省、	平成14年よりモデル県で試行段階
	情報の提供の	連携による土砂災害警戒情	気象庁、	であり、17 年から順次本格運用を
	本格実施	報の提供の本格実施により、	消防庁	開始。関係省庁間で従前どおり連
		市町村長による避難勧告等		携の下、進める。
		の発令支援を行う。		
19	水害に対する	集中豪雨のメカニズムや予	国交省、	気象庁・消防庁・国交省は、リー
	住民等の理解	測、破堤による洪水の氾濫流	気象庁、	フレット「集中豪雨への備え」を
	の向上	の挙動とそれに対する避難	消防庁	作成し、9月中に地方公共団体防
		方法、越水に対する堤防の脆		災担当者等に配布予定。また、国
		弱性など治水施設に関する		交省は、パンフレット等広報ツー
		情報等について、パンフレッ		ルの作成に着手済。
		ト等を活用し、住民等へ周知		
		する。		

## 2)災害時に高齢者等が安全かつ迅速に避難できる体制の整備に関すること

NO.	タイトル	概 要	関係省庁等	進め方
		21		8月18日に都道府県防災主管課
1	高齢者等災		内閣府、	○月   ○日に即連州県防火土自牀       長会議を開催し、風水害対策の徹
	害時要援護	者、児童等の被災状況の実態	内閣官房、	展を関すたほか、26日から27
	者の避難支	調査、先進事例等の調査研究	消防庁、	日にかけて現地調査等を実施の
	援ガイドラ	の上、避難支援ガイドライン	警察庁、	上、高齢者等避難支援の先進事例
	インの策定	を作成する等、災害時要援護	厚労省、	や、高齢者一人一人について援助
		者の避難支援のための各種	国交省、	者を定めるなどの救援プラン、災
		施策の検討・実施を行う。	文科省、	害時に助けを必要とする高齢者の
			農水省、	情報を活用できる仕組み等につい
			気象庁	て有識者等からなる検討会におい
			等	て 1-11 と連携しつつ検討し、年内
				にガイドラインを取りまとめると
				ともに、中長期的な課題について
				整理する。
2	高齢者等の	高齢者等が避難に要する時	国交省	高齢者等が時間的余裕をもって避
	早期避難の	間を加味した避難勧告等の		難できるために河川水位等の情報
	ための水位	判断の助けになる水位等の		提供のあり方を検討し、2-1 と連携
	等の情報提	情報提供。		しつつ年度内に災害弱者に配慮し
	供			た河川情報提供のあり方について
				取りまとめる。それに基づき、平
				成 17 年度より試行実施。
3	高齢者等早	高齢者等の避難誘導を行う	消防庁	消防庁において検討に着手済。2-1
	期避難のた	上で中心的役割を果たす消		と連携し、地方公共団体が活用で
	めの消防団	防団・自主防災組織の施設設		きる具体的な取組みについて検討
	等の充実強	備等の整備を促進し、活動の		を開始。
	化	充実強化を図る。		
4	水防活動に	高齢者等の避難誘導活動を	国交省、	 関係省庁連携の下、1 年程度で取り
	おける避難	充実できるように水防活動	消防庁	まとめる。
	誘導支援の	の内容の明確化。		
	充実	22 1 2 H 22 424H 100		
	ルス			

## 3)河川堤防の点検・整備をはじめ総合的な治水対策の推進に関すること

NO.	タイトル	概要	関係省庁等	進め方
1	堤防等の目	堤防等を目視により緊急点検	国交省	国交省において、目視による緊急
	視による緊	し、必要な修繕等を行う。		点検を行い、必要に応じ補修する
	急点検			こと等について、7月23日に整備
				局等に指示するとともに、都道府
				県に対し要請済。
2	中小河川に	延長が長いため十分な点検が	国交省	国交省において直轄管理区間に関
	おける堤防	なされていない可能性のある		して平成16年3月に策定済のガイ
	点検・対策ガ	中小河川について、早急に堤		ドラインを参考に、10 月中を目途
	イドライン	防点検等すべく、ガイドライ		に、中小河川に関するガイドライ
	の策定	ンを策定。		ンを策定する。
3	堤防等の点	ガイドラインに基づき、堤防	国交省	3-2 のガイドライン策定後、都道府
	検と弱部の	の点検及び対策を実施。		県において速やかに実施されるよ
	緊急強化対			うに要請する。既にガイドライン
	策			が策定されている直轄管理区間に
				関しては、平成 16 年度より必要に
				応じた対策を実施。さらに、中小
				河川の堤防弱部の緊急強化対策を
				推進するための制度を検討中。

#### 4)局地的集中豪雨に係る観測・予報体制等の充実強化に関すること

4		羽に添る観測・丁報冲削寺() 「		
NO.	タイトル	概要	関係省庁等	進め方
1	防災気象情	数値予報の改善(降水過程の	気象庁	気象庁において技術開発を進めて
	報の精度の	精緻化、解像度の向上等 )、都		いる。9月から予測手法を改善し、
	向上	   道府県の雨量観測データ活用		平成 18 年には現在の 10km 格子か
		   の促進(現在 29 都道府県)等		ら 5km 格子に精密化する。都道府
		観測体制の強化。		県の雨量観測データについては、
		2000011 123 -5 321 20		未入手の都道府県との調整を進
				め、気象庁における活用を促進す
	m 1-1 n ///			る。 
2	市町村防災	防災気象情報提供単位の細分	気象庁	気象庁において着手済。降水ナウ
	対応を支援	化(現在362区分)、降水ナウ		キャスト情報については、平成 16
	する防災気	キャスト情報(現在の6時間		年度中に図情報として地方公共団       体等への提供及びインターネット
	象情報の提供	先まで 30 分毎に加え、1 時間		体等への提供及びインターネット     を通じた提供を開始する。
	八	先まで 10 分毎に )の市町村へ		を通じた提供を開始する。
		の提供の促進。		
3	小流域の河	レーダー雨量等の実況雨量及	国交省、	関係省庁連携の下、小流域河川等
	川における	   び予測雨量を活用し中小河川	気象庁	についての洪水予測技術の検討を
	実用的な洪	┃ ┃における洪水の危険度をリア		開始。年度内にシステム構築の手
	水予測の検	   ルタイムで把握し提供するシ		引きを作成し、平成 17 年度以降に
	討	ステムの開発。		モデル中小河川でのケーススタデ   
		7.7 - 7.713.00		ィを実施し検証を行う。
4	浸水予測情	洪水時の浸水エリア、浸水深	国交省、	関係省庁連携の下、年度内にモデ
	報提供の検	を予測するシミュレーション	気象庁	ル河川でのケーススタディを実施   
	討	ツールの開発。		し、その結果をもとに
				浸水予測シミュレーションの手引
				き(仮称)を作成。平成 17 年度よ       り試行。
	サルマ 却 コ	- 物学内はよりフセルウマリュ	国交省、	リ <sub>試行。</sub>   平成 17 年出水期までに新たに 20
5	洪水予報河	都道府県洪水予報指定河川の	国文首、   気象庁	千成 17 年山が崩るでに新たに 20     程度の河川について洪水予報河川
	川の指定の	実施河川数(現在 15 道府県、 	スいろハノ	位後の内がについて広がり報内が
	推進	19 水系、29 河川)の拡充。		~117年~十年でたり(117)。

## 5)その他

NO.	タイトル	概  要	関係省庁等	進め方
1	ボランティ	災害時におけるボランティア	内閣府、	関係省庁連携の下、先進事例や、
	ア活動の支	や NPO の活動を確保・促進す	消防庁、	ボランティア活動等のための環境
	援強化	るため、先進事例集の作成や	厚労省、	整備に資する事項を収集・検討し、
		情報入手の環境整備等、各種	農水省	年度内に取りまとめ、理解促進を
		施策を検討・実施する。	等	図る。
2	ゴムボート	ゴムボートをはじめ各種救助	内閣府、	着手済。関係省庁において個別に
	等の救助資	資機材の確保・配備促進や、	警察庁、	確保等を進めるとともに、随時、
	機材の確保	排水ポンプ車等の派遣による	消防庁、	内閣府において集約・還元し、関
	や排水ポン	応急対策支援。	防衛庁、	係省庁間での情報共有を図る。ま
	プ車等によ		海上保安庁、	た、国交省では、災害対策用資機
	る応急対策		国交省	材の提供等自治体との間の応援に
	支援			関する取り決めの締結促進等を図
				るとともに、大規模な水害が発生
				した際に、排水等により被災地の
				復旧を早急におこなうため、国に
				よる広域的な緊急援助を行う制度
				を検討中。
3	緊急消防援	緊急消防援助隊や広域緊急援	消防庁、	関係省庁において着手済。消防庁
	助隊、広域緊	助隊の編成や、ヘリコプター	警察庁	は8月5日に今般の豪雨災害に係
	急援助隊(警	等の施設・設備の整備を促進		る緊急消防援助隊隊長会議を開催
	察)の整備促	するとともに、現地先遣隊の		したほか、警察庁も今後中部管区
	進	派遣等迅速・的確な出動体制		警察局及び関係県警察からなる検
		の整備を図る。		討会を開催し、今回の活動内容の
				検証とともに、今後の迅速・的確
				な出動体制について検討。
4	地域防災拠	児童等の安全確保とともに、	内閣府、	内閣府・消防庁は8月中の現地調
	点となる公	応急避難場所の役割を果たす	消防庁、	査で役場施設について検証し、所
	共施設の安	学校、役場施設等の安全性確	文科省	要の検討の上、適宜、注意喚起等
	全性確保・被	保に関する検討や、災害対応	等	を図っていく。文科省は、学校施
	災(水没)対	にも必要な重要書類の被災		設の安全性の確保等のため学校設
	策の推進	(水没)対策についての注意		置者が点検、実施すべき措置を検
		喚起。		討し、年内を目処に取りまとめ、
				注意喚起等を図っていく。

5	企業・NPO 等	企業、NPO 等の協力のあり方	内閣府、	関係省庁連携の下、1 年程度で取
	の防災活動	について検討。	国交省、	りまとめる。
	への参画の		消防庁	
	検討			
6	災害廃棄物	災害に備えたがれき等の置き	環境省	環境省において、フロン類対策に
	の適正処理	場所や処分場の確保、冷蔵庫		関しては、7月23日に各都道府県
	の促進	等からのフロン類の適切な回		及び政令指定都市に通知を実施。
		収の実施等による災害廃棄物		置き場所及び処分場の確保に関し
		の適正処理の確保の促進を図		ては、今後も全国廃棄物・リサイ
		<b>ప</b> .		クル行政主管課長会議等で呼びか
				ける予定。